

4. 改善または再生のための支援体制の概要

(1) 経営改善および事業再生への支援体制

①支援体制について

経営改善および事業再生については、本部の融資一部経営支援課・ビジネスサポート室や営業店を中心に、お客様への一歩踏み込んだ経営指導や分析・支援を行うなど、コンサルティング機能の強化に努めております。

②コンサルティング機能の強化について

経営改善および事業再生に関するお客様からの相談に対して適切に対応できるよう、内部研修の実施や「経営改善計画のチェックポイント」制定など、営業店担当者のコンサルティング能力の向上に努めております。

③モニタリングの実施について

経営改善計画を策定されたお客様に対して、定期的なモニタリングを通してお客様の現状や問題点などを把握し適切な指導を行っております。具体的には、統一様式「モニタリングシート」を活用してお客様の現状および営業店の支援方針を融資一部経営支援課が検証しております。

(2) 経営相談の実施体制

①経営相談日について

中小企業者のお客様のライフサイクルに応じたきめ細かな支援を行なうため、中小企業診断士による経営相談を毎週水曜日に実施しており、幅広くお客様の相談に対応できる体制を整えております。

②営業店の体制について

営業店は、経営相談の利用をお客様に積極的に提案し、ご利用頂くお客様に対しては柔軟に対応しております。

③外部専門機関の活用について

経営指導においては、モノづくりセンターなどの外部専門機関の活用を促し、お客様への支援内容の充実を図っております。